

平28福個答申第4号
平成28年8月18日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分及び
非開示決定処分に対する異議申立てについて (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成26年12月26日付け保精第364号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第87号

「医療保護入院関係書類, 退院・処遇改善に関する書類」の一部開示決定処分及び
非開示決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「医療保護入院関係書類，退院・処遇改善に関する書類」に記録された保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）について，福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分及び非開示決定処分（以下「本件処分」という。）後，再検討した結果，実施機関がなお非開示とすべきとしている部分のうち，次の部分については，開示することが妥当である。

意見聴取書
1枚目の1行目から4行目まで（4行目には※に係る記述含む）
1枚目の7行目から8行目まで
1枚目の枠外の文字全て
2枚目の枠外の文字のうち，1文字目から11文字目まで
精神保健福祉法第38条の5第3項及び第4項に基づく病院管理者の意見聴取書（以下「病院管理者の意見聴取書」という。）
1行目のうち，訂正に係る印影を除く部分
2行目から6行目まで
9行目から12行目まで
枠外の文字のうち，1文字目から73文字目まで
枠外に押印された実施機関の印影

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，実施機関が異議申立人に対して行った，本件個人情報に係る平成26年10月8日付けの本件処分において，非開示としたものについて開示を求めるといものである。

(2) 異議申立ての経過

- ① 平成26年9月29日，異議申立人は，実施機関に対し，平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき，本件個人情報の開示請求を行った。

なお，異議申立人は，保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「平成〇年〇月〇日交付の保（精）第70号，平成〇年保（精）第70号以外の退院請求・処遇改善に関する全て，医療保護入院の移送，医療保護入院の診察結果，医療保護入院の開始及び終了，医療保護入院の入院診療計画，医療保護入院の申請，医療保護入院の保護者指定，医療保護入院のその他全て 以上について，福岡市に転入してから全て」

- ② 平成26年10月8日，実施機関は，本件個人情報について，その一部が条例第20

条第1号、第6号及び第7号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

- ③ 平成26年12月3日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書等によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 今回非開示とされたもの全てについて言える事であるが、機関が保有する個人情報への本人への非開示は日本国憲法において認められている自己情報コントロール権（憲法第13条を主な根拠とする）の侵害である。

② 条例第20条第1号を理由とするものについて

国の方針として医療においてはインフォームドコンセントが旨とされている。がん等においても本人の非告知要求が無い場合は原則告知となっておりこれは医療機関の意見に優先する。これから考えると個人情報開示請求を本人が行う様な本人の情報開示の積極的動機の存在が明らかな場合には開示を行うべきである。また条例第5条に照らし合わせると、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるのであれば、当然開示しなければならないものである。これらから考えると条例第20条第1号を理由として行政機関が本人への個人情報開示を拒むのは危惧を名目とした拒否権の濫用であると言え、よってこの理由での拒否は不当であると言える。

③ 条例第20条第6号を理由とするものについて

請求は条例第20条第6号に挙げられるア、イ、ウ、エいずれにも該当しないのでこの理由を挙げるのは適切でない。そもそも精神医療行政の本分は精神医療の対象となった市民の生活の質を向上させるものであり、そこに当の個人に対しての行いを隠してする事は含まれていない。精神医療に限らず医療はその実施に対する確認が不可欠なものであり、ここで「支障を及ぼす」という理由で情報開示請求を拒む事はむしろその決定によって確認を不可能とする事からその健全な遂行及び精神医療行政の運営を妨げている。よってこの理由での拒否は不当であると言える。

④ 条例第20条第7号を理由とするものについて

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課に確認を取ったところ、自治体精神保健福祉センターが扱う個人情報については情報公開法に基づいた取扱いがなされるものであるとの事であり、特に開示不可能としているもの以外は開示しうるものである事が確認出来た。今回の請求は本人によるものであり、かつ人の生活及び財産を保護するために開示する事が必要とされるものであるので開示が相当する。よって開示されたい。

- ⑤ 以上より条例第4条第1項にある通り、本人の自己の個人情報の取扱いに対して関与する権利を尊重して非開示とした個人情報について開示を行う事を求める。また今回の請求は人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であるので、これより今回の対象について個人の権利利益を保護するため特に必要があるものであると認め非開示情報が含まれているものであってもその開示を行う事を求める。
- ⑥ 本件処分の根拠法令的存在となっている精神医療審査会運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、平成12年の制定であって、平成15年制定の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の基本的な個人情報取扱いについての概念が前提にされているとは言い難いものとなっている。
- ⑦ 平成12年制定時のマニュアルにおいては、弁護士に対してであれば精神医療審査会における資料の開示を行う（制定時のIV-3-(3)-イ抜粋「ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。」）ものとなっていたため、本来的に開示は可能なはずである。個人情報保護法が定められた後に開示を行わないのは、法的な問題を抱えているマニュアルであると言って良い。マニュアルの違憲性及び法律趣旨への違反については、問題視すべきである。
- ⑧ 以上より行政が保有する、公務員である精神医療審査会の構成員が作成した行政文書である精神医療審査会合議体における資料について、その開示の必要が存在するので、開示されたい。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年5月25日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 「医療保護入院者（第33条第2項）の入院届」及び「医療保護入院者の入院届」に記載されているもののうち、医療保護入院の必要性、病状または状態像の概要、生活歴及び現病歴、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、医療保護入院の必要性については、開示することで、生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがあることや当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第1号及び第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する一部開示決定処分を行ったものである。
- ② 「平成〇年〇月〇日交付の保（精）第70号」については、条例第20条第7号に規定する非開示情報に該当するとして非開示決定処分を行っていたが、本件異議申立てを踏まえ、再検討した結果、「退院請求に関する審査結果について【起案

文】、「退院等の請求に関わる審査結果について（通知）【〇〇病院あて，異議申立人あて及び代理人あて】」，「追加意見書3」，「退院等の請求に関わる意見聴取について【異議申立人あて及び代理人あて】」，「精神保健福祉法第38条の5第3項及び第4項に基づく意見聴取書及び鑑【異議申立人】」及び「精神保健福祉法第38条の5第3項及び第4項に基づく意見聴取書，追加意見書2及び鑑【代理人】」については，既に異議申立人に通知した文書である等の理由により，開示することとし，下表の文書については，一部開示または非開示としたものである。

対象文書名	開示又は20条根拠号数等	20条を適用する具体的な非開示根拠
退院等の請求に関わる審査報告書	一部開示 5号	【被覆部分】会長名【5号】精神医療審査会は，委員に対する不当な働きかけの防止や，率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため非公開となっている。
意見聴取書	一部開示 5号 7号	【被覆部分】文書名「意見聴取書」以外の部分 【5号】当該情報は市の機関内部での審議に関する情報であり，公開することを前提として審査を行うとすると，今後の率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれる。 【7号】マニュアルの規定により非公開（同マニュアルに規定される資料である）。
退院等の請求に関わる意見聴取について【精神医療審査会委員あて及び〇〇病院あて】	一部開示 5号	【被覆部分】委員名【5号】精神医療審査会は，委員に対する不当な働きかけの防止や，率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため非公開となっている。
病院管理者の意見聴取書	一部開示 6号 7号	【被覆部分】文書名「精神保健福祉法第38条の5第3項及び第4項に基づく病院管理者の意見聴取書」以外の部分 【6号】当該事項は，精神科病院における診断結果が記載されており，診察に関する情報である。当該情報を開示することは，患者の精神状態，精神症状等から，病状の不十分な理解や受容により，病状の悪化をもたらすことが予見され，又は，本人の意欲や向上心を阻害し，自尊心を傷付け，ひいては人格形成や自立助長に悪影響を及ぼすおそれがある。また，これらの情報について，被鑑定者に公開することを前提として診察を行うとすると，今後の中立・客観的な診断にも影響を与

		えるおそれがあり，制度の実施に不当な影響を与えるおそれがある。 【7号】マニュアルの規定により非公開（同マニュアルに規定される資料である）。
第三者に関する文書	非開示 2号	【2号】当該文書は，第三者に関する文書であるため，第三者の個人情報にあたる。

- ③ 「平成〇年保（精）第70号以外の退院請求・処遇改善に関する全て」については，条例第20条第7号に規定する非開示情報に該当するとして非開示決定処分を行っていたが，本件異議申立てを踏まえ，再検討した結果，既に異議申立人に通知した文書である等の理由により，全て開示することとしたものである。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して，当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は，保健福祉局健康医療部精神保健福祉センターが保有する異議申立人の「医療保護入院者（第33条第2項）の入院届」，「医療保護入院者の入院届」，「平成〇年〇月〇日交付の保（精）第70号」及び「平成〇年保（精）第70号以外の退院請求・処遇改善に関する全て」である。

実施機関は，「医療保護入院者（第33条第2項）の入院届」については，「医療保護入院の必要性」及び「病状または状態像の概要」が条例第20条第1号及び第6号に該当するとして，「医療保護入院者の入院届」については，「生活歴及び現病歴」，「現在の精神症状，その他の重要な症状，問題行動等，現在の状態像」及び「医療保護入院の必要性」が条例第20条第1号及び第6号に該当するとして，「平成〇年〇月〇日交付の保（精）第70号」については，「退院等の請求に関わる審査報告書」が条例第20条第5号に，「意見聴取書」が条例第20条第5号及び第7号に，「退院等の請求に関わる意見聴取について【精神医療審査会委員あて及び〇〇病院あて】」が条例第20条第5号に，「病院管理者の意見聴取書」が条例第20条第6号及び第7号に，「第三者に関する文書」が条例第20条第2号に該当するとしている。

なお，実施機関は，「平成〇年保（精）第70号以外の退院請求・処遇改善に関する全て」については，全て開示することとしている。

そこで，当審議会では，実施機関がなお非開示とすべきとしている部分について，条例第20条第1号，第2号，第5号，第6号及び第7号の該当性を検討する。

(2) 「医療保護入院者（第33条第2項）の入院届」及び「医療保護入院者の入院届」について

- ① 「医療保護入院者（第33条第2項）の入院届」及び「医療保護入院者の入院届」における非開示事項については，精神保健指定医による診断結果等が記載されており，条例第20条第1号は，開示請求者に関する個人情報であって，開示することにより，当該開示請求者の生命，身体，健康，生活又は財産を害するおそ

れがある情報については、当該保有個人情報の全部又は一部の開示をしないと規定している。

開示による診療上の支障の有無を把握するにあたっては、実際に診療にあたった主治医による意見が重要であるが、実施機関が当該情報を開示することについて主治医に意見照会を行ったところ、実施機関が非開示とする部分については、異議申立人の病状悪化のおそれがあるため開示すべきでないとの回答があり、当該回答を前提に実施機関は本件処分を行っている。

非開示とする部分について、主治医が開示によって病状悪化のおそれがあると回答していることを踏まえて検討すると、開示することによる異議申立人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められ、当該部分は条例第20条第1号に該当するものと言わざるを得ない。

- ② なお、実施機関は、条例第20条第6号の規定にも該当すると主張しているが、条例第20条第1号の規定に該当すると認められることから、条例第20条第6号の該当性については、当審議会において重ねて判断しないものとする。

(3) 「平成〇年〇月〇日交付の保（精）第70号」について

- ① 「退院等の請求に関わる審査報告書」及び「退院等の請求に関わる意見聴取について【精神医療審査会委員あて及び〇〇病院あて】」における非開示事項については、精神医療審査会会長名及び委員名が記載されており、条例第20条第5号は、市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がある情報については、当該保有個人情報の全部又は一部の開示をしないと規定している。

精神医療審査会は、委員に対する不当な働きかけの防止や、率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため非公開となっており、精神医療審査会会長名及び委員名を開示すると、委員に対する不当な働きかけを行い得る状況となり、率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがあると考えられることから、当該部分は条例第20条第5号の規定に該当する。

- ② 「意見聴取書」については、当審議会で見分を行ったところ、精神医療審査会委員が作成した意見聴取書であった。

実施機関は、意見聴取書に記載されている情報は市の機関内部での審議に関する情報であり、公開することを前提として審査を行うとすると、今後の率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれると主張する。

確かに意見聴取書は、精神保健福祉法第38条の5第3項及び第4項の規定により精神医療審査会委員が意見聴取を行って作成したものであり、精神医療審査会は、精神保健福祉法第38条の5第2項の規定により、当該意見聴取書に記載された情報に基づいて、異議申立人の退院等の請求に関し審査を行っていることと認められる。

そして精神医療審査会は、精神科病院に入院している精神障害者の退院等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置されたもので、公平か

つ迅速な審査を行うこと等が求められているため、中立性が強く要請される機関であり、意見聴取書には、開示することにより、外部からの干渉等を受け、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる情報があることから、当該部分は条例第20条第5号の規定に該当する。

ただし、意見聴取書のうち、下表の部分については、異議申立人が既知っている情報であり、開示することにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

開示することが妥当である部分
1枚目の1行目から4行目まで（4行目には※に係る記述含む）
1枚目の7行目から8行目まで
1枚目の枠外の文字全て
2枚目の枠外の文字のうち、1文字目から11文字目まで

また、実施機関は、意見聴取書は、マニュアルに規定される資料であることから条例第20条第7号により非開示となることを主張しており、条例第20条第7号は、実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、開示することできないと認められる情報については、当該保有個人情報の全部又は一部の開示をしないと規定している。

マニュアルには、「合議体における資料については、これを開示しないものとする。」と記載されており、また、「精神保健福祉法第12条に規定する精神医療審査会について（平成12年3月28日障発第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）」の平成14年改正において、マニュアルは、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準である」とされている。

しかしながら、「合議体における資料」が具体的に何を指すのかマニュアルには明確に示されておらず、当該部分が、実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、開示することができない情報であると特定することは困難である。

よって、意見聴取書については、条例第20条第7号によらず、上表の部分を開示することが妥当である。

- ③ 「病院管理者の意見聴取書」については、当審議会で見分を行ったところ、異議申立人が入院していた精神科病院において作成した意見聴取書であったが、条例第20条第6号は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関わる情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、当該保有個人情報の全部又は一部の開示をしないと規定している。

実施機関は、病院管理者の意見聴取書には、精神科病院における診断結果が記載されており、診察に関する情報である。当該情報を開示することは、患者の精神状態、精神症状等から、病状の不十分な理解や受容により、病状の悪化をもたらすことが予見され、又は、本人の意欲や向上心を阻害し、自尊心を傷付け、ひいては人格形成や自立助長に悪影響を及ぼすおそれがある。また、これらの情報について、被鑑定者に公開することを前提として診察を行うとすると、今後の中

立・客観的な診断にも影響を与えるおそれがあり、制度の実施に不当な影響を与えるおそれがあると主張する。

確かに病院管理者の意見聴取書には、異議申立人に対し公開することを前提として記載することとすると、精神科病院が本人の感情や反応を考慮して記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、中立・客観的な診断が困難となり、制度の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報があることから、当該部分は条例第20条第6号の規定に該当する。

ただし、病院管理者の意見聴取書のうち、下表の部分については、異議申立人が既に知っている情報であり、開示することにより、中立・客観的な診断が困難となり、制度の実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

開示することが妥当である部分
1行目のうち、訂正に係る印影を除く部分
2行目から6行目まで
9行目から12行目まで
枠外の文字のうち、1文字目から73文字目まで
枠外に押印された実施機関の印影

また、実施機関は、意見聴取書は、マニュアルに規定される資料であることから条例第20条第7号により非開示となることを主張しているが、上記「意見聴取書」と同様の理由から、当該部分が、実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、開示することができない情報であると特定することは困難である。

よって、病院管理者の意見聴取書については、条例第20条第7号によらず、上表の部分を開示することが妥当である。

- ④ 「第三者に関する文書」については、当審議会で見分を行ったところ、異議申立人以外の氏名等が記載されており、条例第20条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報等のうち、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報等を除いたものについては、当該保有個人情報の全部又は一部の開示をしないと規定している。

当該文書は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報等であるとは認められなかったことから、条例第20条第2号の規定に該当する。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分のうち、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成26年12月25日	実施機関から諮問
平成27年 4 月20日	実施機関から弁明意見書を受理
平成28年 4 月27日（第168回審査請求部会）	審議
平成28年 5 月25日（第169回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成28年 6 月22日（第170回審査請求部会）	審議
平成28年 7 月27日（第171回審査請求部会）	審議